

# 令和 8 年度豊中市事業者間ネットワーク形成推進委託業務

## 仕 様 書

### 1. 業務概要

#### (1) 事業の目的

豊中市では、民間の活動を喚起・支援し、市内におけるさらなる投資拡大・イノベーション創出につなげ地域経済の活性化を図るため「とよなかエコシステム」の構築をめざしている。

本事業では、市内事業者の継続的な交流及び対話の場を形成し、事業者間のネットワーク構築を促進するために、事業者間連携による新たな価値創出や課題解決につながる取組を創出、事業者ヒアリング等を通じて地域事業者のニーズを把握し、今後のネットワーク形成施策の推進につなげることを目的とする。

### 2. 業務内容

以下の業務を一体的に実施すること。

#### ①事業者間ネットワーク形成支援策の企画・提案

- (1) 市内事業者が抱える共通課題や事業者間連携ニーズなどをテーマとした事業者間ネットワーク形成支援策を企画・提案すること。提案にあたっては、当市の特性やネットワークの発展性・継続性を踏まえてテーマを設定し、単発の交流会に留まらず、継続的なネットワーク形成につながる仕組みとなるよう工夫すること。
- (2) 支援策の企画にあたっては、ネットワーク形成の目的、対象者、運営手法、期待される成果等を整理し、市と協議のうえ決定すること。

#### ②ネットワーク形成に向けた事業者選定

- (1) ①において企画したネットワークの形成及び参加者の発掘を目的として、豊中市内事業者から 30 事業者程度を選定し、ネットワーク参加を調整すること。選定にあたっては事前に市に候補事業所リストを提出し、その中からアプローチ先を市と協議のうえ選定すること。候補事業者リストの作成は受託者が行うものとし、リスト作成に必要な費用は委託料に含むものとする。  
選定した事業者に対し、訪問、座談会、面談、オンラインミーティングその他効果的な方法により、ネットワーク形成の中核となる事業者もしくは参加事業者となるようアプローチし、累計 30 事業者程度が③のネットワーク形成支援策へ参加することを目標として実施すること。  
選定事業者へのヒアリング時には参加意向の確認、事業者間連携ニーズの把握、テーマ設定や運営手法の検証、ネットワーク形成に必要な関係構築を行い、併せて市の支援施策の PR も行うこと。  
ヒアリング先の選定における観点及び手法については提案事項とし、最終的な決定については市と協議のうえ決定する。

#### (2) ヒアリング記録の提出

- 1 事業者あたり A4 用紙 1 枚程度の訪問記録を作成し提出すること。  
また、ネットワークへの参加が見込まれる事業者及びネットワーク形成の中核となりうる事業者について整理し、市へ報告すること。

#### ③ネットワーク形成支援策の実施

- (1) ①及び②の内容を踏まえ、企画したネットワーク形成支援策を実施すること。
- (2) 実施内容については、座談会、研究会、勉強会、ワークショップ、情報交換会、マッチング支援、コミュニティ活動その他ネットワーク形成に資する取組みを想定するが、具体的な内容は提案事項とする。
- (3) 取組みは 3 回以上実施することとし、参加者同士の継続的な関係構築や連携の創出につながる内容とすること。

- (4) 施策の実施においては、会場確保、参加者募集、申込み受付、問い合わせ対応、司会進行、資料作成、講師等との調整など運営一式を行うこととし、実施に係る費用はすべて委託料に含むものとする。
- (5) 次年度以降、本業務において形成されたネットワークを活用、発展させ、とよなか起業・チャレンジセンター事業やその他市の施策との連携を想定しているため、事業者間の連携や協業の可能性、継続性について整理し、次年度以降の展開の提案を市へ報告すること。

#### ④報告等

- ・契約締結後、速やかに事業計画及び事業実施体制図を提出すること。
- ・②の業務についての報告は、随時行うこと。その他、市が求める場合には、随時報告に応じること。
- ・市が求める場合には、報告する項目・様式等について変更・修正すること。
- ・事業完了時は、下記資料を含む業務完了報告書を提出すること。
  - ・事業者ヒアリング報告書（総括＋個別記録）
  - ・ネットワーク形成支援策実施報告書
  - ・次年度以降の展開提案（ネットワークの継続運営手法、市施策との連携方策など）

#### ⑤事業期間

- ・契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 2. 留意事項

### (1) 守秘義務

受注者が本業務の遂行上知り得た情報は、本業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。

### (2) 個人情報の保護

- ①受注者が本業務の遂行上知り得た個人情報については、受注者の責任において、厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は行わないこと。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。
- ②受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- ③事業実施にあたり収集した個人情報は、市に帰属するものとし、市の指示に従い、情報提供を行うこと。

### (3) 一括再委託等の禁止

- ①受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- ②受注者は、コピー、印刷製本、デザイン、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、豊中市の承諾を必要としない。
- ③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により豊中市の承諾を得なければならない。また、人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も同様とする。
  - (ア)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）及び豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日実施）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。
  - (イ)受注者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

(4) 損害賠償責任

受注者が本業務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務の実施により、第三者に与えた損害は、市に起因するものを除き、全て受注者の責任として対応すること。

(6) 法令遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

(7) 著作権

本業務で作成された成果物の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

3. その他

- ・業務を遂行するにあたり、市と緊密に連絡を取りながら進めること。
- ・業務遂行上、疑義が生じた場合は、市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。